

# 久納会計FAXニュース

## 年末調整について

平成26年11月28日



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

今月のFAXニュースのテーマは年末調整についてです。年末調整とは、会社から給与の支払を受ける人について、毎月の給料や賞与の支払の際に源泉徴収をした税額の合計額と、その年の給与の総額について計算した納付すべき税額（年税額）とを比べて、その過不足額を精算する手続です。

個人事業主の方や年末調整の対象とならない人については翌年の確定申告により所得税の申告及び納付を行う事となります。

給与の支払を受ける人の大半は確定申告を行わずに、年末調整の手続きだけで所得税の納税が完了することとなります。

### 主な変更点

今年の主な変更点は、以下の通りです。

#### 生命保険料控除の対象となる共済の範囲が変更になりました。

中小企業等協同組合法の一部改正に伴い、生命保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、共済協同組合連合会の締結した生命共済契約が加わり、地震保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、火災等共済協同組合の締結した火災共済契約が加わることとなります。上記共済に加入されている方は、昨年度には届かなかった保険料控除（地震保険料控除）証明書が届きます。届きましたら年末調整の他の書類と共に、係の方へお渡し下さい。

#### 平成27年1月分からの源泉徴収税額の変更

年末調整の変更点ではないのですが、来年の1月から毎月の給料や賞与の支払の際に源泉徴収する税額に、新たに課税所得4,000万円超の区分（税率45%）が設けられました。この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表・日額表）」と「賞与に対する源泉徴収税額の

算出率の表」が改正されました。該当する方は少ないかもしれませんが、念の為に平成27年分から改正後の「源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収をお願いします。

### 年末調整に必要な書類

所得税の額の計算は、実際に給与として支給した金額から給与所得控除額を差し引いて所得の金額を計算します。そこから各種の所得控除を差し引いて所得金額を計算し、これに税率を乗じて税額を計算します。

所得控除は数種類がありますが、これらの控除を受けるためには「扶養控除申告書」、「保険料控除申告書」の提出及び各種証明書類の添付が必要となります。従業員の方には上記申告書を正確に記入して頂き、各証明書類とともに確実に提出して頂く必要があります。

年末調整で受けることができる所得控除の種類と、一般的に必要な証明書類の一覧を次に示しますので、書類を回収する際の参考としてください。

所得控除の種類	必要書類及び確認事項
配偶者控除	配偶者の収入金額の確認
配偶者特別控除	〃
扶養控除	家族の収入金額の確認
社会保険料控除	国民年金、国民健康保険の 払込証明書 給与から差引いた社会保 険料の額の確認
小規模企業共済等 掛金控除	小規模企業共済等掛金の 証明書
生命保険料控除	生命保険料控除証明書
地震保険料控除	地震保険料控除証明書
障害者控除	障害者手帳、療養手帳 障害者控除対象者認定書
寡婦(寡夫)控除	寡婦(寡夫)に該当するか
勤労学生控除	在学証明書等

## 中途で就職した場合

年の途中で就職し年末まで勤務している人についても年末調整の対象となります。

就職前にその年中に別の会社に勤めて給与の支給を受けていた場合には、その給与の額を合わせて年末調整をする必要があります。該当する方は、前職の会社から源泉徴収票を取得する必要があります。早めに手配をお願いします。

## 扶養の可否について

年末調整で間違いやすい事としては、扶養の可否の判断かと思えます。所得税法では、扶養と同居は別のもので考えます。

扶養とは、世帯主と生計を一にする奥様やその他の親族でその年分の課税標準の合計が38万円以下の人を言います。分かりにくくしているのは「生計を一にする」と「課税標準の合計が38万円以下」です。「生計を一にする」は、同居と同じではありません。例えば、勤務、修学、療養費等の都合上別居している場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱われます。又「課税標準が38万以下」とは、例えば、パート収入のみの人は給与額が**年間103万円以下**、公的年金収入のみの人で**65歳以上ならば年金額が年間158万円以下、65歳未満の方ならば年金額が108万円以下**の場合を言います。生計一で且つ上記収入の人の場合には扶養親族となることができます。しかし、収入が上記の額を超えているにも関わらず扶養親族として申告してしまう方や、他の所得があるのに上記金額だけで判断してしまい、扶養親族に入れてしまう事があります。誤った申告をしてしまうと後から税務署より扶養控除是正通知が会社に届き、所得税が追徴されます。例えばお子様が19歳以上22歳以下の方の場合、特定扶養親族として、63万円の扶養控除が認められています。お子様の収入が103万を超えてしまい、追徴される税額が思っているより多くなる場合があります。お子様がアルバイトをされている場合には注意して頂く必要があります。

これに対して同居とは、同じ家屋に居住することを言い、「同居特別障害者」や「同居老親等」の場合の「同居」がそれに該当します。

## 年末調整では出来ない所得控除

年末調整で出来ると誤解されている所得控除がありますので、ご確認下さい。

まず医療費控除です。年末調整の資料を回収させて頂く際に、医療費の資料をご用意して下さいの方がみえますが、医療費控除は年末調整ではできません。

また、寄付金控除、雑損控除も年末調整で行うことができません。これらは確定申告でしか行うことが出来ない控除となります。

## 住宅ローン控除について

### ①制度の概要

年末調整時に会社が行う重要な事項として住宅ローン控除があります。これは住宅の新築や購入・増改築に住宅ローンを利用している場合に、その人の所得税から一定金額を控除することができる制度です。年間の所得税が数万円から数十万円減りますので、大変有利な制度です。

本年4月1日から消費税が5%から8%へ変更になりました。本年度に住宅を取得された方もいらっしゃるかと思います。ただ、この住宅ローン控除を受けるためには、**初年度は確定申告を行う必要があります**ので、今年居住した人については今回の年末調整では住宅ローン控除を受けることはできません。来年3月に確定申告をして頂く必要があります。

次年度からは、年末調整で住宅ローン控除の適用を受ける事ができます。適用を受けるためには、毎年銀行等から送られてくる借入金残高証明書と初年度に確定申告をした際に税務署から交付される「住宅借入金等特別控除申告書」の平成26年度分を残高証明書と併せて係の方は回収して頂く必要があります。

以上が年末調整についてです。何か疑問点がございましたら、担当者までお問い合わせ下さい。  
以上